

港湾法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第二条関係）	24
○	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）（附則第四条関係）	26
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第五条関係）	27
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第七条関係）	30
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（附則第七条関係）	31
○	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）（附則第八条関係）	33

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 港湾の適正な管理運営等に関する措置</p> <p>第一節 港湾の利用に関する料金（第四十四条―第四十五条）</p> <p>第二節 滞船の場合における要請（第四十五条の二）</p> <p>第三節 特定港湾情報提供施設協定（第四十五条の三―第四十五条の五）</p> <p>第四節 港湾管理者の業務に関する国の関与（第四十六条・第四十七条）</p> <p>第五節 港湾に関する情報の管理等（第四十八条―第四十八条の四）</p> <p>第六節 協議会（第四十九条―第五十条）</p> <p>第九章 港湾の効果的な利用に関する計画</p> <p>第一節 港湾脱炭素化推進計画（第五十条の二―第五十条の五）</p> <p>第二節 特定利用推進計画（第五十条の六―第五十条の十五）</p> <p>第三節 国際旅客船拠点形成計画（第五十条の十六―第五十条の二十二）</p> <p>第四節 港湾環境整備計画（第五十一条―第五十一条の五）</p> <p>第十章 港湾等の機能の維持及び増進を図るための措置</p> <p>第一節 国土交通大臣がする港湾工事等（第五十二条―第五十条の二）</p> <p>第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け（第五十四条の三―第五十五条の二）</p> <p>第三節 公用負担及び非常災害等の場合における措置（第五十</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 雑則（第四十四条―第六十六条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

五条の二の二―第五十五条の四)

第四節 港湾工事の費用の負担の特例(第五十五条の五・第五十五条の六)

第五節 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け(第五十五条の七―第五十五条の九)

第六節 港湾区域の定めのない港湾(第五十六条・第五十六条の二)

第十一章 港湾の施設に関する技術上の基準

第一節 技術基準対象施設の適合義務(第五十六条の二の二)

第二節 登録確認機関(第五十六条の二の三―第五十六条の二の二十)

第三節 特定技術基準対象施設等に関する措置(第五十六条の二の二十一―第五十六条の三)

第十二章 雑則(第五十六条の三の二―第六十条の五)

第十三章 罰則(第六十一条―第六十六条)

附則

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一と八 (略)

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設

八の三と十二 (略)

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

附則

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一と八 (略)

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設

八の三と十二 (略)

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び

処理の用に供する船舶及び車両

十四 (略)

6 (略)

7 この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行うものをいう。

8 (略)

9 この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。

10 (略)

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

第三条の二 (略)

2 (略)

3 基本方針は、交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮するとともに、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応並びに国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮して定めるものとする。

4 5 6 (略)

(委員長等の職務及び権限)

第二十三条 委員長は、港務局を代表し、港務局長としてその業務を総理するとともに、法令又は第五十六条の三の二の条例によりその権限に属させられた港湾の開発、利用、保全及び管理に関する事務を行う。

2・3 (略)

車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

十四 (略)

6 (略)

7 この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行なうものをいう。

8 (略)

9 この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。

10 (略)

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

第三条の二 (略)

2 (略)

3 基本方針は、交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮するとともに、国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮して定めるものとする。

4 5 6 (略)

(委員長等の職務及び権限)

第二十三条 委員長は、港務局を代表し、港務局長としてその業務を総理するとともに、法令又は第四十五条の二の条例によりその権限に属せしめられた港湾の開発、利用、保全及び管理に関する事務を行う。

2・3 (略)

第八章 港湾の適正な管理運営等に関する措置

第一節 港湾の利用に関する料金

第四十四条～第四十五条 (略)

(削る)

第二節 滞船の場合における要請

(削る)

第四十五条の二 (略)

第三節 特定港湾情報提供施設協定

(特定港湾情報提供施設協定の締結等)

第四十五条の三 港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るため、その管理する港湾において港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設（これに附帯する港湾情報提供施設以外の港湾施設を含む。以下この項において「特定港湾情報提供施設」という。）を自ら管理する必要があると認めるときは、特定港湾情報提供施設所有者等（当該特定港湾情報提供施設の所有者又は当該特定港湾情報提供施設の敷地である土地

第八章 雑則

(新設)

第四十四条～第四十五条 (略)

(事務の委任)

第四十五条の二 港務局を組織する地方公共団体は、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する事務（法律又は政令により当該地方公共団体が処理することとされる事務を除く。）を港務局の委員会の委員長に委任することができる。ただし、義務を課し、又は権利を制限する事務を委任するには、条例によらなければならない。

(新設)

(滞船の場合における要請)

第四十五条の三 (略)

(新設)

(特定港湾情報提供施設協定の締結等)

第四十五条の四 港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るため、その管理する港湾において港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設（これに附帯する港湾情報提供施設以外の港湾施設を含む。以下この項において「特定港湾情報提供施設」という。）を自ら管理する必要があると認めるときは、特定港湾情報提供施設所有者等（当該特定港湾情報提供施設の所有者又は当該特定港湾情報提供施設の敷地である土地

(建築物その他の工作物に特定港湾情報提供施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該特定港湾情報提供施設に係る部分)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者をいう。次項及び第四十五条の五において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「特定港湾情報提供施設協定」という。)を締結して、当該特定港湾情報提供施設の管理を行うことができる。

2 (略)

第四十五条の四・第四十五条の五 (略)

第四節 港湾管理者の業務に関する国の関与

第四十六条・第四十七条 (略)

(削る)

第五節 港湾に関する情報の管理等

第四十八条〜第四十八条の四 (略)

第六節 協議会

(港湾管理者の協議会の設置等)

第四十九条 国土交通大臣は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について広域的かつ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要があると認めるときは、これらの港湾の港湾管理者に対し、港湾計画の作成、港湾の利用の方法、港湾の環境の整備

(建築物その他の工作物に特定港湾情報提供施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該特定港湾情報提供施設に係る部分)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者をいう。次項及び第四十五条の六において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「特定港湾情報提供施設協定」という。)を締結して、当該特定港湾情報提供施設の管理を行うことができる。

2 (略)

第四十五条の五・第四十五条の六 (略)

(新設)

第四十六条・第四十七条 (略)

第四十八条 削除

(新設)

第四十九条〜第五十条の二 (略)

(新設)

(港湾管理者の協議会の設置等)

第五十条の三 国土交通大臣は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について広域的且つ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要があると認めるときは、これらの港湾の港湾管理者に対し、港湾計画の作成、港湾の利用の方法、港湾の環境の整備

その他の港湾の開発、利用及び保全に関する重要な事項について相互に連絡調整を図るため、協議により規約を定め、協議会を設けるべきことを勧告することができる。

備その他の港湾の開発、利用及び保全に関する重要な事項について相互に連絡調整を図るため、協議により規約を定め、協議会を設けるべきことを勧告することができる。

2 5 (略)

(港湾広域防災協議会)

第四十九条の二 (略)

2 (略)

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 (略)

4 (略)

(国際戦略港湾運営効率化協議会)

(国際戦略港湾運営効率化協議会)

第五十条 (略)

第五十条の五 (略)

2 前条第二項から第四項までの規定は、国際戦略港湾運営効率化協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び同条第二項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、国際戦略港湾運営効率化協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「次条第一項及び同条第二項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

第九章 港湾の効果的な利用に関する計画

(新設)

第一節 港湾脱炭素化推進計画

(新設)

(港湾脱炭素化推進計画の作成)

第五十条の二 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条

(新設)

の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第

二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。次項において同じ。）の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）を作成することができる。

2| 港湾脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

二| 港湾脱炭素化推進計画の目標

三| 前号の目標を達成するために行う港湾における脱炭素化の促進に資する事業（以下「港湾脱炭素化促進事業」という。）及びその実施主体に関する事項

四| 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事項

五| 計画期間

六| 前各号に掲げるもののほか、港湾脱炭素化推進計画の実施に關し当該港湾管理者が必要と認める事項

3| 前項第三号に掲げる事項には、港湾脱炭素化促進事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一| 第二条第六項の規定による認定の申請を行おうとする施設に關する事項

二| 第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項

三| 第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項

四| 第五十四条の三第二項の認定を受けるために必要な同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項

五| 第五十五条の七第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定を受けるために必要な同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良を行う者に関する事項

- 4| 港湾脱炭素化推進計画は、基本方針に適合したものでなければならぬ。
- 5| 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。
- 6| 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第一号又は第五号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
- 7| 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第四号に掲げる事項を定める場合において、当該事項に係る第五十四条の第三項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
 - 一| 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設
 - 二| その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設
- 8| 前項に定めるもののほか、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第四号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該事項について第五十四条の三第四項に規定する措置を講じなければならない。
- 9| 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第二項第三号の実施主体に送付しなければならない。
- 10| 国土交通大臣は、前項の規定により港湾脱炭素化推進計画の送付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。
- 11| 第五項から前項までの規定は、港湾脱炭素化推進計画の変更に ついて準用する。

(港湾脱炭素化推進協議会)

第五十条の三 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理

(新設)

者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2| 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一| 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者

二| 港湾脱炭素化推進計画に定めようとする港湾脱炭素化促進事業を実施すると見込まれる者

三| 関係する地方公共団体

四| 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必ずと認める者

3| 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4| 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5| 国土交通大臣は、港湾脱炭素化推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をするることができる。

6| 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7| 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例）

第五十条の四 第五十条の二第三項第一号に掲げる事項が定められた港湾脱炭素化推進計画が同条第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る施設についての第二条第六項の規定による認定があつたものとみなす。

（新設）

2| 第五十条の二第三項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項が定められた港湾脱炭素化推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、当該公表の日¹に当該事項に係る港湾脱炭素化促進事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可、第五十四条の三第二項の認定又は第五十五条の七第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定があつたものとみなす。

3| 第五十条の二第三項第三号に掲げる事項が定められた港湾脱炭素化推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。

(脱炭素化推進地区)

第五十条の五 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、当該港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、第三十九条の規定により指定した分区の区域内において、当該目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする一又は二以上の区域（次項において「脱炭素化推進地区」という。）を定めることができる。

2| 脱炭素化推進地区の区域内における第四十条から第四十一条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十条第一項	ものを
<p>もの（第五十条の五第一項に規定する脱炭素化推進地区の区域内においては、当該脱炭素化推進地区に係る第五十条の二第一項に規定する港湾脱炭素化推進計画の目標の達</p>	<p>もの（第五十条の五第一項に規定する脱炭素化推進地区の区域内においては、当該脱炭素化推進地区に係る第五十条の二第一項に規定する港湾脱炭素化推進計画の目標の達</p>

(新設)

第四十條の二第一項	当該条例で定める建築物	成に資するものとして当該地方公共団体の条例で定めるものを除き、当該脱炭素化推進地区の目的を著しく阻害する建築物その他の建築物であつて当該条例で定めるものを含む。以下「特定建築物」という。）を
	同項の条例で定める建築物	特定建築物
第四十一條第一項	その条例に定められたもの	特定建築物
	当該分区分	当該分区分又は当該脱炭素化推進地区

第二節 特定利用推進計画

(特定利用推進計画の作成)

第五十條の六 (略)

2 (略)

3 前項第三号に掲げる事項には、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

(新設)

(特定利用推進計画)

第五十條の六 (略)

2 (略)

3 前項第三号に掲げる事項には、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一・二 (略)

三 第五十四条の三第二項の認定を受けるために必要な同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項

4 (略)

5 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第四号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の他の港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

7 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定める場合において、当該事項に係る第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

一・二 (略)

8 前項に定めるもののほか、特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該事項について第五十四条の三第四項に規定する措置を講じなければならない。

9 特定港湾管理者は、特定利用推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、第二項第三号の実施主体及び同項第四号の他の港湾の港湾管理者に送付しなければならない。

10 国土交通大臣は、前項の規定により特定利用推進計画の送付を受けたときは、当該特定港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

11 (略)

一・二 (略)

三 第五十四条の三第七項の規定による貸付けを受けて行う同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項

4 (略)

5 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の他の港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

7 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとする場合において、当該事項に係る第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

一・二 (略)

8 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該事項の内容を公衆の縦覧に供することその他の第五十四条の三第七項の規定による貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

9 特定港湾管理者は、特定利用推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、第二項第三号の実施主体及び同項第四号の他の港湾の港湾管理者に、特定利用推進計画を送付しなければならない。

10 国土交通大臣は、前項の規定により特定利用推進計画の送付を受けたときは、特定港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

11 (略)

(特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会)
第五十条の七 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一・二 (略)

三 関係する地方公共団体

四 当該特定貨物輸入拠点港湾の利用者、学識経験者その他の当該特定港湾管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する特定港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 (略)

6 第四十九条の二第三項及び第四項の規定は、協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「第五十条の七第一項から第五項まで及び同条第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(特定利用推進計画に係る港湾区域内の工事等の許可等の特例)
第五十条の八 (略)

2 (略)

第五十条の十五 (略)

第三節 国際旅客船拠点形成計画

(国際旅客船拠点形成計画の作成)

(特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会)
第五十条の七 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一・二 (略)

三 関係する地方公共団体及び当該特定貨物輸入拠点港湾の利用者、学識経験者その他の当該特定港湾管理者が必要と認める者
(新設)

3 第一項の規定により協議会を組織する特定港湾管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 (略)

6 第五十条の四第三項及び第四項の規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の七第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第五十条の七第一項から第五項まで及び同条第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(港湾区域内の工事等の許可等の特例)
第五十条の八 (略)

2 (略)

第五十条の十五 (略)

(新設)

(国際旅客船拠点形成計画)

第五十条の十六 (略)

2 (略)

3 前項第三号に掲げる事項には、国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 第二条第六項の規定による認定の申請を行おうとする施設に関する事項

二・三 (略)

四 第五十五条の七第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定を受けるために必要な同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良を行う者に関する事項

4 (略)

5 国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画に第二項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画に第三項第一号又は第四号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

7 国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第二項第三号の実施主体に送付しなければならない。

8 国土交通大臣は、前項の規定により国際旅客船拠点形成計画の送付を受けたときは、当該国際旅客船港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

9 (略)

第五十条の十七 (略)
(国際旅客船拠点形成計画に係る港湾施設等の認定等の特例)

2 前条第三項第二号又は第四号に掲げる事項が定められた国際旅

第五十条の十六 (略)

2 (略)

3 前項第三号に掲げる事項には、国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 第二条第六項の規定による認定を要する施設に関する事項

二・三 (略)

四 第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る国際旅客船港湾管理者の貸付けを受けて行う同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良に関する事項

4 (略)

5 国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画に第二項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画に第三項第一号又は第四号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

7 国際旅客船港湾管理者は、国際旅客船拠点形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第二項第三号の実施主体に、国際旅客船拠点形成計画を送付しなければならない。

8 国土交通大臣は、前項の規定により国際旅客船拠点形成計画の送付を受けたときは、国際旅客船港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

9 (略)

第五十条の十七 (略)
(港湾施設等の認定等の特例)

2 前条第三項第二号又は第四号に掲げる事項が定められた国際旅

客船拠点形成計画が同条第七項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可又は第五十五条の七第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定があつたものとみなす。

3
(略)

第五十条の二十二 (略)

第四節 港湾環境整備計画

(港湾環境整備計画の作成及び認定の申請)

第五十一条 港湾において、港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、緑地又は広場（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。以下「緑地等」という。）について第五十一条の三第一項の規定による貸付け（次項及び次条第三項において単に「貸付け」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾の環境の整備に関する事業の実施に関する計画（以下「港湾環境整備計画」という。）を作成し、当該港湾の港湾管理者（以下この節において単に「港湾管理者」という。）の認定を申請することができる。

2 港湾環境整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貸付けを受けようとする緑地等の区域
- 二 緑地等の貸付けを受けようとする期間
- 三 第一号の区域において整備する飲食店、売店その他の施設であつて、当該施設から生ずる収益の一部を次号に規定する港湾施設の整備に要する費用の全部又は一部に充てることができるものと認められるものに関する事項

客船拠点形成計画が同条第七項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可又は第五十五条の七第一項の規定による認定があつたものとみなす。

3
(略)

第五十条の二十二 (略)

(新設)

(勧告)

第五十一条 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、港湾の開発、利用又は保全に関し特に必要があると認めるときは、港湾管理者を設けるべきことを関係地方公共団体に対し勧告することができる。

- 四 第一号の区域において整備する休憩所、案内施設その他の港湾の環境の向上に資する港湾施設に関する事項
 - 五 前二号に掲げるもののほか、第一号の区域において行う緑地等の維持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項
 - 六 資金計画及び収支計画
- 3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、同項第三号又は第四号に規定する施設の整備の実施に係る第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項を記載することができる。

(港湾環境整備計画の認定等)

第五十一条の二 港湾管理者は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る港湾環境整備計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該港湾環境整備計画の内容が当該港湾の港湾計画に適合するものであること。
 - 二 当該港湾環境整備計画の実施が港湾の環境の向上に資すると認められるものであること。
 - 三 当該港湾環境整備計画の内容が当該港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。
 - 四 当該港湾環境整備計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 2 港湾管理者は、前条第一項の規定による認定の申請に係る港湾環境整備計画に記載された同条第二項第一号の区域に次に掲げる緑地又は広場が含まれる場合において、前項の認定をするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
- 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である緑地又は広場
 - 二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である緑地又は広場

(新設)

- 3| 前項に定めるもののほか、港湾管理者は、第一項の認定をするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要を公衆の縦覧に供することその他の緑地等の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4| 港湾管理者は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならぬ。
- 5| 第一項の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、当該認定を受けた港湾環境整備計画を変更しようとする場合においては、港湾管理者の認定を受けなければならない。
- 6| 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による港湾環境整備計画の変更の認定について準用する。
- （港湾環境整備計画に係る行政財産の貸付け等の特例）
- 第五十一条の三 港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、前条第一項の認定を受けた港湾環境整備計画（同条第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定計画」という。）に記載された第五十一条第二項第一号に規定する緑地等を認定計画実施者に貸し付けることができる。
- 2| 前項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 3| 国有財産法第二十一条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

（新設）

4| 第一項の規定により港湾管理者が緑地等を認定計画実施者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、「同項ただし書中「又は貸付け」とあるのは、「貸付け」と、「場合は」とあるのは「場合又は第五十一条の三第一項の規定により貸付けをする場合は」とする。

5| 第五十一条第三項に規定する事項が記載された港湾環境整備計画が前条第一項又は第五項の認定を受けたときは、当該認定の日
に当該事項に係る認定計画実施者に対する第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

(港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し)

第五十一条の四| 港湾管理者は、認定計画が第五十一条の二第一項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2| 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第五十一条の二第一項又は第五項の認定を取り消すことができる。

3| 港湾管理者は、第五十一条の二第二項の規定により国土交通大臣の同意を得た港湾環境整備計画について前項の規定による認定の取消しをしたときは、速やかに、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第五十一条の五| この節に定めるもののほか、第五十一条の三第一項の規定による貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(新設)

(新設)

第十章| 港湾等の機能の維持及び増進を図るための措置

(新設)

第一節 国土交通大臣がする港湾工事等

第五十二条～第五十四条の二 (略)

第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 (略)

2～7 (略)

8 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

9～13 (略)

第五十五条の二 (略)

第三節 公用負担及び非常災害等の場合における措置

(他人の土地への立入り)

第五十五条の二の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員又はその委任した者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員又はその委任した者を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 (略)

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その

(新設)

第五十二条～第五十四条の二 (略)

(新設)

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 (略)

2～7 (略)

8 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

9～13 (略)

第五十五条の二 (略)

(新設)

(他人の土地への立入り)

第五十五条の二の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 (略)

4 第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合

身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(非常災害等)の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理
等)

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害、世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象(以下この項において「非常災害等」という。)が発生した場合において、当該非常災害等の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる。この場合においては、第五十四条第一項及び第五十四条の二第一項の規定は、適用しない。

2 5 (略)

第五十五条の四 (略)

第四節 港湾工事の費用の負担の特例

第五十五条の五・第五十五条の六 (略)

第五節 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第五十五条の七・第五十五条の九 (略)

第六節 港湾区域の定めのない港湾

には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(非常災害の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理
等)

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる。この場合においては、第五十四条第一項及び第五十四条の二第一項の規定は、適用しない。

2 5 (略)

第五十五条の四 (略)

(新設)

第五十五条の五・第五十五条の六 (略)

(新設)

第五十五条の七・第五十五条の九 (略)

(新設)

(港湾区域の定めのない港湾に係る水域の占用等の許可)
第五十六条 (略)
2・3 (略)

(港湾区域の定めのない港湾に係る水域内の禁止行為)
第五十六条の二 (略)
2 (略)

第十一章 港湾の施設に関する技術上の基準

第一節 技術基準対象施設の適合義務

(削る)
第五十六条の二の二 (略)
2・5 (略)

第二節 登録確認機関

第五十六条の二の三～第五十六条の二の二十 (略)

第三節 特定技術基準対象施設等に関する措置

第五十六条の二の二十一～第五十六条の三 (略)

第十二章 雑則

(地方公共団体の事務の委任)

第五十六条の三の二 港務局を組織する地方公共団体は、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する事務（法律又は政令により当該地方公共団体が処理することとされる事務を除く。）を港務局の

(港湾区域の定めのない港湾)
第五十六条 (略)
2・3 (略)

(新設)
第五十六条の二 (略)
2 (略)

(新設)

(新設)

(港湾の施設に関する技術上の基準等)
第五十六条の二の二 (略)
2・5 (略)

(新設)

第五十六条の二の三～第五十六条の二の二十 (略)

(新設)

第五十六条の二の二十一～第五十六条の三 (略)

(新設)

(新設)

委員会の委員長に委任することができる。ただし、義務を課し、又は権利を制限する事務を委任するには、条例によらなければならない。

(港湾管理者の設立に係る勧告)

第五十六条の三の三 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、港湾の開発、利用又は保全に関し特に必要があると認めるときは、港湾管理者を設けるべきことを関係地方公共団体に対し勧告することができる。

(監督処分)

第五十六条の四 (略)

2 第四十条の二第一項若しくは第四十一条第一項(これらの規定を第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五十九条第二項において同じ。)又は前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 3 9 (略)

(行政事件訴訟法等の適用)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 この法律による職権の行使、第五十六条の三の二の規定による

(新設)

(監督処分)

第五十六条の四 (略)

2 第四十条の二第一項、第四十一条第一項又は前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 3 9 (略)

(行政事件訴訟法等の適用)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 この法律による職権の行使、第四十五条の二の規定による委任

委任に基づく職権の行使、第五十八条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使及び公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律による職権の行使、企業合理化促進法又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金の徴収に関する職権の行使並びに行政代執行法の適用に関する訴えに関する行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

（運輸審議会への諮問）

第六十条 国土交通大臣は、次の事項に関しては、これを運輸審議会に諮らなければならない。

一 四の二（略）

五 第五十六条の三の三の規定による港湾管理者を設けるべきことの勧告

第六十条の五（略）

第十三章 罰則

（削る）

第六十一条（略）

に基づく職権の行使、第五十八条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使及び公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律による職権の行使、企業合理化促進法又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金の徴収に関する職権の行使並びに行政代執行法の適用に関する訴えに関する行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

（運輸審議会への諮問）

第六十条 国土交通大臣は、次の事項に関しては、これを運輸審議会に諮らなければならない。

一 四の二（略）

五 第五十一条の規定による港湾管理者を設くべきことの勧告

第六十条の五（略）

（新設）

（罰則）

第六十一条（略）

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織の設置及び管理等） 第四十八条の四 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 港湾において取り扱われる貨物に係る情報であつて国土交通省令で定めるもの（第六項第四号において「港湾取扱貨物情報」という。）の授受を迅速かつ的確に行うことにより港湾における当該貨物の運送の効率化を促進するためのもの</p> <p>五 港湾施設の位置、種類及び構造に関する情報その他の港湾の開発、保全及び管理に必要な情報であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「港湾施設等情報」という。）の収集、整理及び提供により港湾の開発、保全及び管理を効率的に実施するためのもの</p> <p>2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者、同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）、同項第三号の電子情報処理組織を使用する重要国際埠頭施設の管理者若しくは当該電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者、同項第四号の電子情報処理組織を使用する者又は同項第五号の電子情報処理組織による港湾施設等情報の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 前各項（第三項を除く。）の電子情報処理組織とは、次の各号に掲げるものについて、当該各号に定めるものをいう。</p>	<p>（電子情報処理組織の設置及び管理等） 第四十八条の四 国土交通大臣は、次に掲げる電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者、同項第二号の電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）又は同項第三号の電子情報処理組織を使用する重要国際埠頭施設の管理者若しくは当該電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受ける者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用料を負担しなければならない。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 前各項（第三項を除く。）の電子情報処理組織とは、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p>

一〇三 (略)

四 第一項第四号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機と港湾取扱貨物情報を授受する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

五 第一項第五号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機と港湾施設等情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

改正案		現行			
4 5 6 (略)	<p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。</p>	<p>(測定単位及び単位費用)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。</p>	<p>測定単位の種類</p> <p>測定単位の数値の算定の基礎</p> <p>表示単位</p>		
	<p>一、六 (略)</p> <p>七 港湾に おける係 留施設の 延長</p> <p>八、四十九 (略)</p>			<p>一、六 (略)</p> <p>七 港湾に おける係 留施設の 延長</p> <p>八、四十九 (略)</p>	<p>メー トル</p>
	<p>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の二第一項の港湾台帳（以下「港湾台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの</p>			<p>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十九条の二第一項の港湾台帳（以下「港湾台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの</p>	<p>メー トル</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>20（略）</p> <p>21 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港湾」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の九第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産（同項第六号に掲げる荷さばき施設のうち軌道走行式荷役機械及び同項第十二号に掲げる移動式施設のうち移動式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限る。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に</p>	<p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>20（略）</p> <p>21 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港湾」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の九第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。</p>

係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

22
27 (略)

28 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が同法第二条の二第三項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第

号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産（同項第六号に掲げる荷さばき施設のうち固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限る。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

29
44 (略)

45 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社と同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものにおいて、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に港湾法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得した同法第二条第五項第八号の二に掲げる船舶役務用施設のうち船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供

22
27 (略)

28 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が同法第二条の二第三項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

29
44 (新設) (略)

する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（港湾法の特例） 第百十五条の八（略） 2・3（略） 4 港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。</p>	<p>（港湾法の特例） 第百十五条の八（略） 2・3（略） 4 港湾法第四十条第一項の規定は、第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（開発許可の基準）</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例による用途の制限を含む。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>二〇十四 （略）</p>	<p>（開発許可の基準）</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項の条例による用途の制限を含む。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>二〇十四 （略）</p>

2
～
8
(略)

2
～
8
(略)

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）（附則第八条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。</p> <p>イ ㄱ 港湾法第四十八条の三第一項（入出港書類の統一）に規定する申請等又は同法第四十八条の四第一項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）に規定する処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務</p> <p>三 （略）</p> <p>（業務の範囲等）</p> <p>第九条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 輸出入等関連業務（第二条第二号トに掲げる業務については、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第四十八条の四第六項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）の規定により国土交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>二 五 （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。</p> <p>イ ㄱ 港湾法第五十条第一項（入出港書類の統一）に規定する申請等又は同法第五十条の二第一項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）に規定する処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務</p> <p>三 （略）</p> <p>（業務の範囲等）</p> <p>第九条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 輸出入等関連業務（第二条第二号トに掲げる業務については、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第五十条の二第六項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）の規定により国土交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>二 五 （略）</p> <p>三 （略）</p>